

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

ダム洪水調節機能部会設置要綱(改定案)

(目的)

第1条 「ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者とダム管理者、利水者との間で締結された治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(対象ダム)

第3条 ダム部会は、旭川水系における、湯原ダム、旭川ダム、鳴滝ダム、竹谷ダム、河平ダム、山手ダム、北房ダム、日山ダム、恩木ダム、社口ダム、土用ダムを対象とする。

(組織構成)

第4条 ダム部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 ダム部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会の結果を旭川水系大規模氾濫時

の減災対策協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年4月28日から施行する。

改正 令和3年11月30日（部会名称変更、第1条、第2条、第3条、第5条及び別紙改正）

令和5年3月20日（第4条別紙の改正）

令和6年3月 ●日（第4条別紙の改正）

別紙

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム洪水調節機能部会

(部会員)

機関	部・課	役職	備考
岡山市	水道局 配水部 浄水課	課長	(利水者) 旭川ダム
真庭市	北房振興局 地域振興課	課長	(ダム管理者) 北房ダム
	産業観光部建設部 農林土木課建設課	課長	(利水者) 北房ダム
	建設部 上下水道課	課長	(利水者) 旭川ダム
久米南町	建設水道課	課長	(ダム管理者・利水者) 山手ダム
美咲町	旭総合支所 地域振興課	課長	(利水者) 旭川ダム
吉備中央町	建設課	課長	(ダム管理者) 日山ダム 恩木ダム
	水道課	課長	(利水者) 鳴滝ダム 竹谷ダム・河平ダム
中国電力(株)	東部水力センター 米子土木課	課長	(ダム管理者) 土用ダム
	東部水力センター 津山土木課	課長	(ダム管理者) 社口ダム
	水力制御所	所長	(利水者) 湯原ダム
			(利水者) 社口ダム・土用ダム
岡山県	農林水産部 耕地課	課長	(利水者) 北房ダム・山手ダム 日山ダム
	企業局 施設課	課長	(利水者) 旭川ダム
	土木部 河川課	課長	
国土交通省 中国地方整備局	岡山河川事務所	事務所長	
気象庁 岡山地方気象台		防災管理官	